

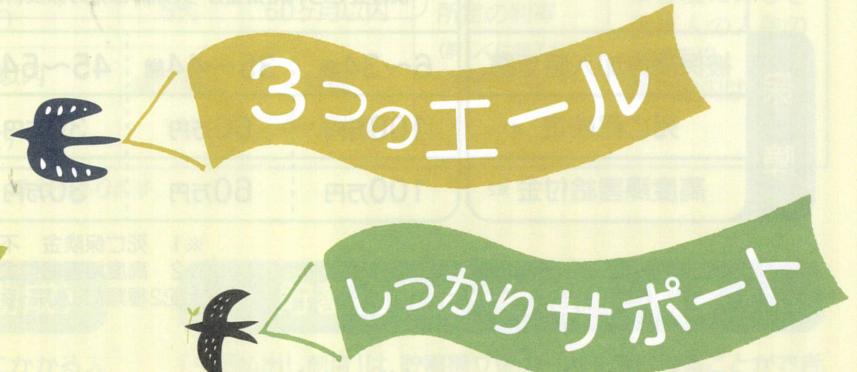
会員限定



県内各商工会 | 福島県商工会連合会



商工貯蓄共済



3つのエールでしっかりサポート

わずかな掛金で商工会員や従業員に大きな安心をご提供。

1口当たりの共済内容

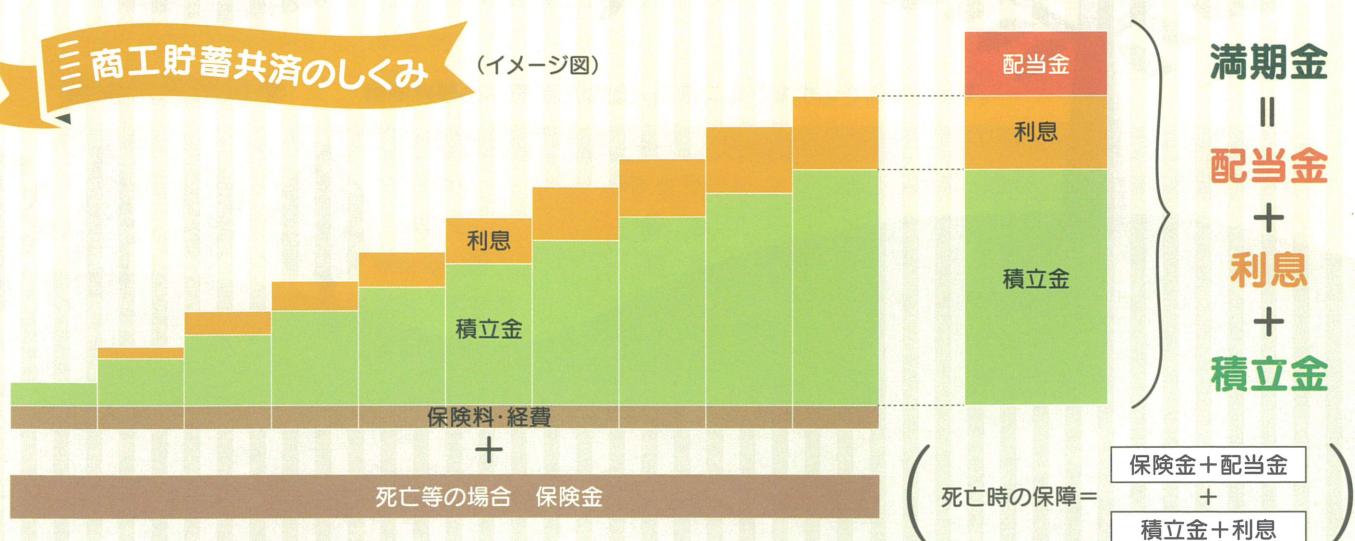
特徴	生命保険部分を拡充				短期満定期型
加入期間	10年				5年満期、70歳までOK
被保険者加入時年齢 (保障対象者)	5歳7ヶ月～65歳6ヶ月				5歳7ヶ月～70歳6ヶ月
掛金	月額 2,000円				月額 3,000円
被保険者加入時年齢	6～34歳 35～44歳 45～54歳 55～65歳				6～34歳 35～70歳
死亡保険金 ※1	100万円	60万円	30万円	25万円	30万円 25万円
高度障害給付金 ※2	100万円	60万円	30万円	25万円	30万円 25万円

積み立てられた掛け金から、保障部分の保険料および事務経費(1,200円)が年に1度、差し引かれます。

※1 死亡保険金 不慮の事故および病気等により死亡したとき
※2 高度障害給付金 不慮の事故および病気等により高度障害者になったとき
上記2種類に、入院・手術に対応した「医療保障特約型」が付加できます。

商工貯蓄共済のしくみ

(イメージ図)



例1

お孫さんの教育資金として!



6歳女性が、
保障重視型10年満期の
貯蓄共済5口に加入

- 死亡保険金500万円
- 満期時約111万円の貯蓄

例2

自動車の購入資金として!



30歳男性が、
保障重視型10年満期の
貯蓄共済5口に加入

- 死亡保険金500万円
- 満期時約105万円の貯蓄

1つの掛金で3つのエール



商工貯蓄共済

融資 資金繰りに役立ちます

- ◎簡単な手続き 商工会を窓口に借入れ申込みができます。
- ◆取扱金融機関 福島県商工事業協同組合・福島銀行・大東銀行・県内の各信用金庫
※返済は県内金融機関の指定口座からの振替をご利用いただけます。

- ◎ご利用いただける方 商工業の事業主で県内に事業場のある方
・原則として1年以上積み立てた方
- ◎融資日 通常、毎月15日までの申込みに対して25日
※借入れ希望額に応じて、迅速に融資する「随時扱い」
で取扱うことができます。(融資には審査があります。)
- ◎保証人 借入れ希望額(※純債)に応じて定めがあります。
※その他、福島県商工事業協同組合パンフレットもご覧ください。

融資額および条件等(福島県商工事業協同組合の場合)

形態	資金使途	融資限度	出資金	融資期間	利 率	保証人
□ 数方式	運転設備	貯蓄加入1口につき50万円 1,500万円以内 (運転・設備併せて)	貸付額の 5%	運転 60ヶ月以内	所定の利率 (詳しくは商工会に ご相談ください。)	積立額に応じて 保証人の人数の 定め有り。 積立金内は不要。
積立方式	運転設備	貯蓄積立金の7倍以内 1,500万円以内 (運転・設備併せて)	貸付額の 1%	設備 84ヶ月以内		

※融資にあたっては審査がありますので、ご希望に添えない場合もあります。

加入者の特典(人間ドック費用助成)

最近、高血圧・脂質異常症・糖尿病等の生活習慣病にかかる人が多くなっています。福利厚生の一環として、商工共済の加入者を対象に人間ドック受診費用の一部を助成します。

1.条件

助成対象は、商工共済に5口以上加入し掛金を6ヶ月以上遅滞なく継続している方。(5口につき1人)

2.対象者

加入者または加入者の指定する家族および従業員の方(法人の場合は、法人の役員・従業員の方)

3.助成内容

日帰りまたは1泊2日の人間ドック(健康診断、PET検査)を受診した場合に、受診費用の自己負担額の半額で15,000円を限度に助成します。

リビング・ニーズ特約(生前給付)

被保険者が、病気やケガで、余命6ヶ月以内と判断されたとき、リビング・ニーズ特約(生前給付)を被保険者にお支払いします。特約に対する掛金は必要ありません。特約保険金を被保険者が受け取られる場合、非課税扱いとなります。

貯蓄積立金一部払出し制度

「一部払出し制度」は、貯蓄積立金の一部を受け取ることができるので、解約を検討する場合は、保険契約を継続し、万一の場合に保険金(死亡・高度障害)を受け取ることができる「一部払出し制度」の利用をお勧めします。

1.利用資格

- 以下の基準を充たし、払出後も掛金を継続する加入者
- (1)加入後1年以上経過していること
 - (2)商工貯蓄共済制度融資(福島県商工事業協同組合等)を利用していないこと
 - (3)掛け延滞のないこと
 - (4)その他、福島県商工会連合会が認めた加入者

2.払出しの限度額

貯蓄積立金より1年分の「保険料」と「事務経費」を差し引いた額の範囲内で万円単位の金額とします。

高度障害給付金

保険期間中に病気やケガが原因で所定の高度障害状態に該当したとき、死亡保険金と同額をお支払いします。

満期更新

保険期間満了後、病気療養中や入院中であっても無診査で現在の保険金額を上限として継続加入できます。

※ご加入の契約が特別条件付契約の場合は、この限りではありません。

加入のご案内



1.ご加入できる方

- ・加入者：商工会の会員とその家族および従業員。
- ・被保険者：商工会の会員とその家族・従業員で、年齢6歳～65歳までの健康な方。(5年満期は70歳まで)

2.期間・加入口数

期間は10年満期と5年満期で、加入口数は被保険者1人につき合わせて30口までです。

3.掛金・経費・保険料

掛金は年齢に関係なく、1口当たり月額2,000円または3,000円、事務経費は年額1,200円です。
(消費税・地方消費税相当額含む)保険料は保険料表のとおりです。

4.積立金および利息

毎月の掛金から年1回保険料と事務経費が差し引かれ、残りが貯蓄積立金になります。
(2年目から金融機関の預入期間1年の定期預金と同率の利息がつきます。)

5.加入申込手続

加入者・被保険者自署、捺印の加入申込書が必要です。また、満15歳未満の方を被保険者とする場合、加入できる通算保険金が他の保険会社等も含め、1,000万円以内となりますので申込時にご確認が必要となります。

6.告知と診査

加入申込の際は告知書の記入が必要です。ただし、告知事項が事実と相違すると保険加入をお引き受けできない場合や契約解除により保険金が支払われない場合があります。また、加入口数と年齢の関係で健康診断の結果表の提出や医師の診査が必要となることがあります。

7.保険契約の発効

商工会に初回掛金の払込みと告知がともに完了した日から保障責任を開始しますが、保険契約の発効は初回掛金払込月の翌月1日で、かつ保険会社が申込みを承諾したときです。また、診査医扱いのときは、診査が完了し、保険会社が承諾したときからです。なお、保険掛金の払込みが中断した場合は失効となることがあります。

保険の委託先：ジブラルタ生命保険(株)

8.個人情報提供

ジブラルタ生命保険(株)および福島県商工事業協同組合ならびに商工会等へ、利用目的達成のために業務上適切な範囲内でお申込み内容等の個人情報を提供する場合があります。

掛金の経理処理

保険料等の経理処理は加入形態により次のようになります。

加入形態			経理処理	
加入者	被保険者	保険金受取人	保険料	事務経費
個人事業主	事業主	親族	家事費	家事費
	専従者のみ	親族	家事費	家事費
	従業員・専従者	事業主	必要経費（福利厚生費）	すべて必要経費 (雑費)
	従業員	事業主	必要経費（福利厚生費）	
	従業員	親族	必要経費（給料）	
法人	役員	法人	損金計上（福利厚生費）	すべて損金計上 (雑費)
	役員・従業員	法人	損金計上（福利厚生費）	
従業員等	従業員等	親族		生命保険料控除対象

商工貯蓄共済の貯蓄積立金は、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますですが、破綻金融機関の状況に応じて削減される場合があります。

くわしくは商工会へお問い合わせください。



県内各商工会
福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町1番20号(コラッセふくしま9F)

TEL.(024)525-3411